

長崎県教育委員会法令違反等通報制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教職員等の法令違反等に関する通報（以下「通報」という。）の処理に関し必要な事項を定め、通報を行った者（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、教職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な県教育行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「教職員等」とは、以下の者をいう。

- (1) 教育庁及び教育機関（学校を除く。）に所属する職員
- (2) 県立学校の教職員
- (3) 市町立小・中学校に勤務する県費負担教職員
- (4) 県教育委員会予算に係る非常勤職員、臨時職員、派遣労働者及び請負事業等従事者等の労務提供者

2 この要綱において、「通報」とは、教職員等の職務に関し次に掲げる行為又は事実が生じた場合に、教職員等又はその他の者がその旨を通報することをいう。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある事実
- (2) 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為

3 この要綱において、「受理」とは、前項に定める要件を満たす通報として必要な調査の検討を行うものとして受け付けることをいい、次のいずれかに該当する場合は、この要綱における通報の対象としないものとする。

- (1) 苦情、要望、意見又は相談に該当する場合
- (2) 教職員等の職務に関する行為についての通報ではない場合
- (3) 通報の内容が著しく不分明な場合若しくは客観的証拠がない場合又は事実ではないことが明らかな場合
- (4) 法令違反等の行為に該当しないことが明確である場合
- (5) 同一の通報者からの同趣旨の通報である場合
- (6) 既に関係する所属が通報の対象となった行為又は事実に対応している場合
- (7) 他の法令に基づく別の対応手続が定められている場合
- (8) 県教育委員会が対応するのが適切ではない場合
- (9) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められる場合

(通報の方法)

第3条 総務課長及びあらかじめ教育長が選任する弁護士（以下「弁護士」という。）を通報の窓口として置く。

2 通報は、別記様式等により、総務課長に対しては、親展文書（封書）、ファクシミリ又は総務課長があらかじめ定めたメールアドレスへ送信する電子メールにより行い、弁護士に対しては、親展文書（封書）又はファクシミリにより行うものとする。

- 3 通報に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。
- 4 通報者の氏名及び連絡先が明らかでない通報については、情報提供として、本要綱によらず個別に対応を検討するものとする。ただし、証拠資料の添付等、信頼性が高いと認められる場合は、本要綱により処理するものとする。

(通報者の保護)

第4条 通報者は、正当な通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 通報者に関する情報は、非開示情報とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報に際しては、不正な利益を得る目的、教職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で通報してはならない。

(通報の処理)

第6条 通報を受けた弁護士は、通報内容等を確認のうえ、総務課長へ通報の内容を遅滞なく報告しなければならない。通報者の氏名及び連絡先が明らかでない情報提供についても、同様とする。

- 2 弁護士は前項に規定する報告を行うにあたり、通報者が希望する場合は、通報者の氏名及び連絡先は、報告の対象外とする。
- 3 弁護士は必要に応じて総務課長へ通報の調査及び是正措置等に関する助言を行う。
- 4 弁護士は、通報内容について、総務課長以外の者に漏らしてはならない。
- 5 通報又は弁護士からの報告を受けた総務課長は、通報を受理する場合は受理した旨を、受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。
- 6 前項における通知は、弁護士に対して通報を行った通報者に対しては、弁護士を経由して行うものとする。
- 7 総務課長は、通報として送付された行為又は事実の内容が、第2条第3項に定める通報の対象としないものと判断した場合には、当該通報は情報提供として対応し、情報提供内容に応じた窓口を案内するなど適切に処理するものとする。

(調査の実施)

第7条 総務課長は、通報を受理した場合は、当該通報について調査の必要性を十分に検討したうえ、調査を行うときは調査を行う旨及び着手の時期を、調査を行わないときは調査を行わない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

- 2 前項における通知は、弁護士に対して通報を行った通報者に対しては、弁護士を経由して行うものとする。
- 3 総務課長は、調査の実施において、総務課職員の中から調査に当たる職員（以下「担当職員」という。）を指名し、遅滞なく調査に当たらせるものとする。

- 4 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 5 調査を行う場合において、必要があると認めるときは、担当職員は関係所属等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係所属職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 6 前項の関係所属職員は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に誠実に協力するものとする。この場合において、当該職員は、調査の状況等を他に漏らし、又は当該通報者を特定するための調査等を行ってはならない。
- 7 調査が終了した場合には、総務課長は、調査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

(是正措置等)

- 第8条 教育長は、前条第7項に基づく調査結果の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 2 教育長は、前項の講じた措置につき適宜確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善のための措置を行うものとする。
 - 3 教育長は、前2項に規定した是正措置等について、必要があると認めるときは、長崎県教育委員会に助言を求めることができる。

(調査結果の通知等)

- 第9条 総務課長は、通報の調査結果及び講じた措置の概要を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

(通報に関する報告)

- 第10条 教育長は、通報内容、調査結果及び講じた措置の概要を、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、長崎県教育委員会に報告するものとする。

(通報者のフォローアップ等)

- 第11条 総務課長は、通報の処理終了後、通報者に対し、通報を理由とした不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するものとする。

(救済制度)

- 第12条 通報者は、通報又は次条第1項の相談等を理由としてなされた不利益な取扱いについて、その内容等に応じて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求、地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第8条第1項第11号の規定による苦情相談制度その他必要な救済制度を利用することができる。

(相談等)

第13条 教職員等又はその他の者は、第2条第2項第1号及び第2号の行為又は事実を知ったときは、通報に先立って、総務課に対し、その該当の有無等の相談や、通報処理手続等の問合せ等（以下「相談等」という。）を行うことができる。

2 前項に基づく相談等を行った教職員等又はその他の者の保護については、第4条の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第14条 教育長は、この要綱に基づく通報制度の通報件数等の運用状況について公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 長崎県教育委員会内部通報制度に関する要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(別記様式)

通 報 書

1 通報者

・氏 名	
・区 分 (該当に○印)	① 教職員 ② 非常勤職員 ③ 臨時職員 ④ 派遣労働者 ⑤ 請負事業等従事者 ⑥ その他 () ※④、⑤に○をつけた方 (派遣会社、請負事業者等の名称等) 名 称 所在地 電話番号
・所 属	(区分で④、⑤に○をつけた方は労務提供先)
・連絡先番号	(職場・自宅・携帯) 都合の良い時間等：
・F A X 番号	(職場・自宅) 都合の良い時間等：
・電子メールアドレス	

2 通報の内容

内 容 〔 具体的に、いつ、どこで、 誰が、何を、どうしたか を記してください。 〕	
証拠資料等	① ある (資料の内容：) ② ない
通報内容を知った経緯	
他に当該情報を知っている者	① いる (知っている者：) ② いない
特記事項	

※証拠となる資料があれば添付してください。